

3 市の業務に不備がなかった事例

(1) 入札により調達した機器に関する疑義（要約）

苦情申立ての趣旨

私が勤務する甲社は、平成 27 年度の契約（以下「本件契約」という。）の入札に参加した丙社に機器を調達する予定だったが、落札したのは乙社であった。平成 28 年 3 月下旬、市の一室のドアに、本件契約に基づく納入予定の機器として、「A-S」と記載されている紙を見かけた。「A-S」という機種は、2003 年頃に製造中止になっていた機器である。本件契約の仕様書（以下「本件仕様書」という。）には「納入物件は全て新品かつ販売継続中であること」と記載されていたにもかかわらず、「A-S」が納品されていたことに疑問を抱き、担当課に新品かどうかの確認をメーカーに問い合わせるべきではないかと伝えた。後日、担当課からメーカーより新品の明細書が出ている旨言われたが納得いかず、実際に納品された機器（以下「本件機器」という。）の見学を申し込んだ。

同年 8 月初旬、担当課の立会いの下で本件機器の見学を実施したところ、本件機器が「A-S」という機種であることが判明した。本件機器は性能面を含めて仕様に合致していないため、本件機器の調査や乙社に問い合わせた方がよいのではないかと担当課に提案したが、明確な返事はなかった。その後、「A-S」を製造していたメーカーに対して本件機器のシリアルナンバーを照合したところ、本件機器は 1995 年に製造及び出荷されており、「A-S」の製造が 2000 年に終了していたことが分かった。

私は再三にわたり、担当課に対して、本件機器に関する情報提供をした。併せて、仕様を満たしていない本件機器が納品され、現在も使用され続けていることについて調査し、調査結果と市の判断について回答するよう求めたが、担当課は明確な回答をしなかった。このような市の対応に納得できない。

市からの回答

本件の経緯は以下のとおりです。

平成 27 年 8 月、本件契約の入札を実施したところ、乙社と丙社が入札に参加し、乙社が落札しました。導入予定機器の機能検査を実施した後に契約を締結し、平成 28 年 3 月、本件機器の納入を受け、同年 4 月、本件機器の運用を開始しました。

同年 5 月、申立人は担当課を訪れ、本件仕様書では「受注者が用意する納入物品は全て新品を用意する」と記載されているが、本件機器は 2003 年に製造中止となった機種で新品ではない等、本件機器が仕様を満たしていないという主張をされました。担当課では「主張内容については、確認が必要です。」と聞き置きました。

平成 28 年 6 月、本件機器の性能検査を複数回実施し、本件機器の性能が仕様を満

たすことを確認し、同年7月、乙社から本件機器の新品証明書を受領しました。

同年8月上旬、本件機器の見学が実施されました。乙社から企業秘密により一部を非公開にするよう依頼があったため、一部を除き、申立人に本件機器を公開しました。同月下旬、申立人らが主張する内容について本件仕様書との整合性を確認しました。乙社から新品証明書を受領していることから問題がないと判断しました。その後も、約2か月間、複数回にわたり、保守業者を交えながら性能検査を実施して仕様を満たしていることを確認し、申立人への情報提供も行いました。

同年11月、担当課は別の部署を通じて、申立人から本件機器の機種種の製造等に関する資料等の情報提供を受け、情報提供された資料を参考にし、本件機器の製造日等についての調査を乙社に依頼しました。

同年12月、乙社から「本件機器を製造したメーカーに本件機器のシリアルナンバーを照会した結果、一部再利用品を使用し新品部品で組み上げており、製造完了日は2015年〇月〇日で販売履歴はなく、現在も販売が継続中かつ実績があり、納入後の運用保守等のサポート（定期的なメンテナンスを含む）を迅速かつ継続的（賃貸借期間内すべてにわたり）に保証できる新品の製品である旨の回答を得た。」という報告を受けました。

本件仕様書には、調達機器はすべて新品で、販売が継続中かつ実績があり、契約期間中の運用・保守等のサポートを迅速かつ継続的に保証できる製品を選定することを仕様の一つとして挙げていました。本件仕様書に「新品」であることと明記している趣旨は、磨耗した部品を使用している機器や補修部品が製造中止になった機器では、長期の契約期間中に安定的に稼働できず、保守及び補修部品の調達等についても迅速にできないおそれがあるため、これらのリスクを回避するためです。

また、乙社の説明によれば「A-S」は「A-1」という機種種の再利用品を一部使用しつつも、新品部品で組み上げた機器ということです。「A-1」では、本件契約の仕様を満たさないですが、「A-S」は本件契約の仕様を満たすように性能が改善されています。

まず、本件機器が新品ではないという主張については、乙社から新品証明書の提出を受けるとともに、新品である旨の本件機器を製造したメーカーからの回答も乙社を通じて得ています。たとえ、本件機器の一部に再利用品が利用されているとしても、乙社から契約期間中の運用・保守等のサポートを迅速かつ継続的に保証できるとの回答を得ており、「新品」を仕様にした趣旨に合致していると認識しております。

したがって、一部に再利用品が使用されていたとしても、そのことだけで、本件機器が本件契約の仕様に不適合であると判断することはできないものと考えております。

次に、本件機器の問題点について市に調査を求めたが回答がないという主張については、申立人は、本件機器は仕様を満たしていないと繰り返し疑義を主張され、調査を求められましたが、申立人の主張を裏付ける客観的な証拠資料の提出は、直接には担当課に対してごさいませんでした。しかし、本件機器が市民の方々のプライバシーに直結する機器であることから、慎重を期すために、申立人から受けた口頭での情報を基に必要な性能検査や調査を何度も行ないました。その結果、本件契約の締結前後

において問題はございませんでした。申立人は、本件契約の当事者ではなく、入札に直接関与しているわけではないため、担当課としては一般的な情報提供を受けたものと認識しており、申立人の疑義に対して、文書等において詳細に調査結果を報告する必要はなく、口頭による説明をさせていただいたところです。

市が実施した調査によって、本件機器は本件契約の仕様を満たしていることを確認し、本件機器を実際にも使用しても問題は生じておりません。市としては十分な調査を尽くし、申立人にはその都度丁寧な説明をしてきたので、何卒ご理解していただきたいと思います。

オンブズマンの判断

申立人は、本件契約を落札した乙社の競争相手として入札に参加した丙社に機器を調達する予定だった甲社の担当者です。落札した会社が契約に従って市に納入した機器に対して、落札できなかった会社の関係者から苦情が出された場合には、競業関係にあることや情報保護の観点から、市としては慎重な対応が必要になります。もっとも、納入された機器等について、具体的な不備、欠陥等の指摘がなされた場合には、市としては行政の責務として調査を行い、不備等があれば是正等の対応を取るのが相当であると考えます。これは行政担当者としての公的な責務に基づくものであり、市が申立人に対して何らかの義務を負うものではありません。

熊本市オンブズマン条例には、オンブズマンは「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき。」は調査しないものとして規定されています。申立人の主張は、本件機器が仕様を満たしていないという趣旨であるところ、これは本件契約における乙社の履行に問題はなかったかという契約当事者間において問題とされる事実であって、契約当事者でない申立人自身が利害を有するものではありません。したがって、申立人の主張する「本件機器は中古品で販売継続中でもない」という事実の有無そのものはオンブズマンの調査の対象にはならず、本件で対象になるのは、上記主張への「市の対応」の是非だけです。

申立人は、本件機器「A-S」は、1995年に製造された中古品である旨主張します。ところが、「市からの回答」には「乙社の説明によれば「A-S」は「A-1」という機種の新製品の一部使用しつつも、新品部品で組み上げた機器ということです。「A-1」では、本件契約の仕様を満たさないですが、「A-S」は本件仕様を満たすように性能が改善されています。」とあります。申立人からの指摘を受けて、市では、契約相手方に照会を行う一方、納入された「A-S」の調査や計測等を十分に実施し、仕様を満たしていることや「A-1」とは性能が異なることを確認し、その旨を申立人に説明したということです。市は、市の対応に不備は認められません。

本件仕様書には、「受注者が用意する納入物品はすべて新品を用意し」とありますが、「新品」の定義規定はありません。一般的には、「新品」とは、製造者によって製造され、販売されたことのない未使用の製品をいうものとされています。乙社からの回答によ

ると、「A-S」は2015年〇月〇日に製造され、販売歴も出荷歴もないということですので、市の判断が不当であるとは認められないと考えます。

検討の余地があるのは、「A-S」を製造した際に、「A-1」の部品の一部を再利用品として使用したという場合の評価です。新製品の一部に再利用品を使用してできあがった製品をどう評価するかは、本件仕様書や契約書に何も規定がない以上、契約当事者が、個別具体的に現物を調査して判断するほかないものと考えます。一般論としては、どの部品をどの程度利用したかが関係するように思いますが、この点について「市からの回答」では判然としません。しかしながら、仕様書は、発注者が、希望する製品の材質、性能等の要求内容を明文化して明確にし、意図した製品の提供を確保することを目的とするものですから、仕様を満たしているかどうかは、仕様書を作成した発注者の合理的な裁量判断によるものと考えます。

本件においては、発注者である市において、納入された機器の現物を調査・検査し、契約相手方等に照会し、それらを総合検討しています。その上で、本件機器は「新品」であることを本件仕様書に記載した趣旨、すなわち、摩耗した部品を使用している機器や補修部品が製造中止になった機器では、長期の契約期間中に安定的に稼働できず、保守及び補修部品の調達等についても迅速にできないというリスクの回避という趣旨に合致すると市は判断していますから、その判断が不当であると認定することはできません。

市においては、申立人に本件機器の見学を認め、指摘された事項について調査を行うなどの対応をとって回答したことが認められます。申立人の主張と市の主張とは一致しませんが、それは見解の相違によるものであり、客観的にみて市の対応に不備があったとは認められません。

本件は、一般競争入札が行われ、乙社が落札して契約に至ったもので、その手続きについては、入札に参加した丙社から異議や苦情は出ていません。しかし、申立人が苦情申立てをするに至った経緯を見ると、本件仕様書に定義規定がなかったことが一因であると推測されます。オンブズマンとしては、市に対して、今後問題になる可能性がある文言については定義規定を置かれることを希望します。

(2) 福祉サービスの利用を希望する高齢者への対応（要約）

苦情申立ての趣旨

平成 28 年 6 月中旬、病により A 病院に入院することになった。私の症状や生活状況から、主治医が市の福祉サービスを受けた方がいいと勧めてくれて、主治医から市に連絡をしてもらった。主治医からは、「市から何らかの連絡があると思う。」と言われたが、何も連絡がなかった。私は、同年 7 月初旬、B 病院に転院しリハビリに専念した。同月下旬、B 病院にささえりあの職員が来た。その際に、私への支援についていったんは、市からささえりあに連絡があったが、その後話が立ち消えになったという話を聞いた。同年 8 月中旬、退院することができた。

私は身の回りのことをすることすら大変で、市からの支援や制度の説明を受けたいにもかかわらず、主治医が市に連絡をした後に私に対して何の連絡もなかったこと及び支援の話が立ち消えになったことにより、とてもつらく悲しい思いをしたので、謝罪をしてほしい。

市からの回答

介護保険法（以下「法」という。）に基づくサービス（以下「介護サービス」という。）は、市（保険者）による要介護認定を受けた利用者（被保険者）のみが受給できます（法第 19 条第 1 項、第 2 項）。介護サービスは、慢性期（病状は比較的安定しているが、治癒が困難な状態が続く、再発予防や身体機能の維持・改善を目指す状態）にある方を対象としており、急性期（病症が発生して間もない状態）及び亜急性期（急性期の段階を過ぎて病状が安定し、リハビリや退院支援を行う段階にある状態）の方については、治療を優先し、病状が回復・安定するまで待つことになります。

ささえりあは、法第 115 条の 46 第 2 項に基づき、市により設置されている地域包括支援センターであり、地域住民の保険医療の向上や福祉の増進を目的としています。市は、「包括的支援事業」をささえりあに業務委託しており（法第 115 条の 46 第 1 項）、ささえりあが介護サービスの利用を希望される方や利用者に対して直接対応し、市はささえりあを指導・監督する後見的役割を担っております。

ささえりあは医療機関から連絡を受けた場合、必要に応じて入院中に面談を実施し、看護師やソーシャルワーカー等と相談しながら、今後の方針を決めていきます。退院後の生活に不安を抱かれている方につきましては、退院時に医療機関の判断の下でカンファレンスを実施することがあり、退院後に安心して日常生活を営めるよう医療機関やささえりあ等の関係者で支援体制を協議します。その後、必要に応じて要介護認定の申請という流れになります。

申立ての趣旨によれば、6 月中旬に主治医から市へ連絡があったとのことですが、

通常、介護サービスに関しては、病院からささえりあに連絡されるものであり、今回、市にはその記録はありませんでした。その代わりに、ささえりあには、同内容の連絡がA病院（急性期病院）からあったという記録があることから、ささえりあへの連絡を市にしたものと誤解されているものと認識しています。6月中旬以降の最初の連絡が7月初旬になったのは、慢性期にならないと介護サービスの対象にならないため、早くとも亜急性期以降にしか要介護認定の手続きについて話を進めることができない中で、急性期だった申立人の回復を待っていたことによります。なお、申立人におかれましては、要介護認定の申請から認定審査に至るまで特別な不都合もなく順調に進んでおります。

また、申立人は、7月下旬、B病院にささえりあの職員が来た際に、いったん申立人の支援についてささえりあに連絡があったが、その後立ち消えになったと主張されていますが、ささえりあとしては、6月中旬にA病院から連絡を受けて以来、申立人の状況に応じて要介護認定の手続きを進めるべく、A病院やB病院と連絡をとっていたものであり、支援の話が立ち消えになったという事実はございません。本件は、A病院やB病院とのやり取りについて説明する中で誤解が生じたのではないかと思います。正確にご理解いただけなかったことにつきましては、申し訳なく思っております。

市としては、A病院経由で申立人の介護サービス利用についてのご希望をお受けしてから、申立人や関係医療機関との連絡、調整を含め、法及び関係法令に則った適切な制度運用を実施していると考えております。一方で、申立人が介護サービス利用にかかる一連のやり取りの中でご不安になり、市の対応にご不快の念を抱かれたことは事実でございますので、そのことに対しましては、深くお詫び申し上げます。今後とも、市民の方々が置かれている状況に十分に配慮をした上で、迅速、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

今後、申立人が安心して日常生活をお送りすることができるよう、市として支援に努めてまいります。

オンブズマンの判断

申立人が主張されている内容は、①主治医から連絡を受けた市が申立人に対して連絡をしなかった、②申立人への支援の話が立ち消えになった、というものです。

まず、①について、申立ての趣旨によれば、申立人は身の回りのことをすることすら大変で、市からの支援や制度の説明を受けたいにもかかわらず、主治医が市に連絡をした後に申立人に対して何の連絡もなかった、ということです。これに対して、市の回答によれば、A病院から、ささえりあへ連絡があったという記録はあるが、A病院から市へ連絡があったという記録はなく、ささえりあへの連絡を市にしたものと誤解されているのではないかと、ということです。

両者の主張は、A病院（主治医）が連絡した先が、市であるか、ささえりあである

市の業務に不備がなかった事例

かという点で食い違っています。そこで、医療機関の一般的な対応をみると、現在、市に所在する医療機関は、患者が介護サービスを希望した場合、各区に設置されているささえりあに最初に連絡をすることが、医療機関の一般的な対応になっています。また、客観的な資料によれば、A病院からささえりあへ連絡があったという記録があり、市へ連絡をしたという記録はないとのことでした。

以上から、医療機関が一般的には、ささえりあに連絡をするという対応をしていること及びA病院がささえりあに連絡をしたという記録があることを総合的に考慮した場合、A病院（主治医）はささえりあへ連絡し、市には連絡をしていなかったと理解することが相当であると考えます。

加えて、ささえりあの対応についても、申立人は急性期の状態で入院されており、介護サービスは慢性期にある方を対象としていることから、容態が安定していない申立人の下へささえりあの職員が訪れなかったことも、介護サービスの実際の運用としては、一般的な対応といえます。その後の要介護認定の手続きも順調に進んでおり、特に問題点があったとは認められません。

次に、②については、申立ての趣旨によれば、ささえりあの職員がB病院を訪れた際に、「私への支援についていったんはささえりあに連絡があったが、その後話が立ち消えになったという話を聞いた」ということですが、市の回答によれば、ささえりあは、6月初旬にA病院から連絡を受けて以来、申立人の状況に応じて要介護認定の手続きを進めるべく、A病院やB病院と連絡をとっていたものであり、支援の話が立ち消えになったという事実はない、ということです。

介護サービスの利用は、要介護認定の申請によって開始される仕組みになっており、申請をしなければ介護サービスを受けることができません。申請を検討する時期は、病状が亜急性期から慢性期に移行する時期、具体的には、亜急性期病院を退院することが間近に迫った時期になっており、申請は介護サービスの利用を希望する本人のみならず、ささえりあや医療機関等の代行申請も実務上は実施されています。客観的には、ささえりあが申立人に面会した時点では、申立人は依然として亜急性期にあり、要介護認定も未了の状況であったため、上記の介護サービスの制度上、この時点で介護サービスの具体的な計画が立てられたり、その動きが立ち消えになるという事態は考えにくい状況にあります。

ささえりあとしては、申立人の病状の回復が進み、退院後、速やかに介護サービスを利用できるようにB病院へ要介護認定の代行申請を依頼していたものの、B病院は申立人のADL（食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的な行動）が自立していることを理由に代行申請をしないと判断したことを受けて申立人と面会し、その際、「B病院へ代行申請を依頼したが、B病院の判断によって代行申請がされなかった。」旨を説明したようです。申立人は、このときの説明を「申立人に介護サービスを提供することが一度は決まっていたが、その後、その話が白紙になった。」と理解されたのではないかと思います。ささえりあは、介護サービスを希望される申立人の意向を受け、申立人がB病院を退院する前に要介護認定の代

行申請をしています。この要介護認定の代行申請がされた時期は、「亜急性期病院を退院することが間近に迫った時期」という一般的な時期と合致しており、特に遅くなったということはないと考えられます。

もっとも、介護サービスを受けるには、申請から調査、認定、サービス内容の確定と複雑な手続きがあり、利用を希望される方には理解し難い面があります。介護サービスの利用にかかわるやり取りの中で、申立人がご不安を抱かれていたことも事実です。市においては、今後も、介護サービスの利用を希望される方の心情に寄り添った、懇切、丁寧な対応に努めてください。

市としても申立人への説明が十分でなかったことを謝罪しており、今後のサービス提供に向け、さらに丁寧な対応に努めるということです。どうぞ安心してご相談ください。オンブズマンとしても、申立人が不安なく日常生活を送られますことをお祈りします。

(3) 寝具の丸洗い乾燥殺菌サービスの利用（要約）

苦情申立ての趣旨

「市政だより 7 月号」に「寝具の丸洗い乾燥殺菌サービス」（以下「本件サービス」という。）が掲載されていた。本件サービスの対象者は、①「市町村民税非課税世帯で寝具類の衛生管理が困難な方」、②「療育手帳（A1、A2）を持ち在宅生活をしている方」、と記載されていた。私は、市町村民税非課税世帯であり、日中は仕事で家事をする暇がなく寝具類の衛生管理が困難であることから①の要件を、子どもが療育手帳 A1 を所持していることから②の要件を、それぞれ満たしていると思った。

平成 28 年 7 月上旬、本件サービスの申込みをしたが、担当者は、「療育手帳を所持している人のほかに、お世話をしてくれる人がいるならばサービスは受けられない。」「申込みに来る暇があるなら、今日みたいに晴れた日にちょっと干すくらいのことはできるでしょう。」と言い、申込みは受け付けてもらえず、本件サービスを受けることはできなかった。

私には、申込みをする時間をつくれても、布団を洗い、干して取り込むような時間をつくることは困難であるから、本件サービスの利用を認めてほしい。また、担当者の発言は、困っているから本件サービスを利用したいと思う人を馬鹿にしたような発言であり、不適切であるため謝罪をしてほしい。

市からの回答

本件サービスは、熊本市寝具無料乾燥事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、利用者の寝具（掛布団、敷布団、毛布の各 1 枚）について、年に 1 回、無料で丸洗い乾燥殺菌を実施する事業です。

利用要件は、①市に居住する「ひとり暮らし等高齢者」又は「重度の障がい者を有する者」であること、②対象者世帯の当該利用年度分の市町村民税が非課税であること、③本人及びその属する世帯の家族等の心身の状況を勘案し、当該世帯の者が、寝具類の衛生管理を行うことが困難であると市長が認めた者、です。「ひとり暮らし等高齢者」とは、在宅のおおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で、老衰・心身の障害や疾病等の者をいい、「重度の障がい者を有する者」とは、身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級である者、療育手帳 A1 若しくは A2 である者又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を有する者をいいます。平成 28 年度の「市政だより 7 月号」には、「対象 市町村民税非課税世帯で寝具類の衛生管理が困難な方で、以下のいずれかの条件を満たす方

①おおむね 65 歳以上の単身世帯、および高齢者のみの世帯で心身の障がいや病気などの方 ②身体障害者手帳（1、2 級）または療育手帳（A1、A2）、精神保健福祉手帳（1 級）を持ち在宅生活している方（以下略）」と掲載していました。

本件サービスを利用していただくためには、寝具乾燥申請書に必要事項として「現在の状況」という項目に記載していただく必要があります。これは、前述の利用要件のうち、「③本人及びその属する世帯の家族等の心身の状況を勘案し、当該世帯の者が、寝具類の衛生管理を行うことが困難であると市長が認めた者」について該当するか否かを判断するために設けており寝具の衛生管理が困難であると判断できるよう、申請者に関する具体的な事情を記入していただく必要があります。たとえば、「寝たきりの状態で布団を敷いたままにしており、干すことができない。」「足腰が弱いことにより、布団の上げ下ろしが困難なため、干すことができない。」といった事情です。

申立人は、「市政だより」の掲載内容からすれば、療育手帳を所持していれば利用要件を満たすというご理解であり、「現在の状況」欄へ記入していただく必要がないというご理解でした。寝具の衛生管理が困難である理由を「現在の状況」欄に書いていただけないと、利用要件を満たすか判断できません。そこで、担当者は「今日のうちに天気の晴れた日は朝から干したりする時間や場所はありませんか。」と、一例を示す趣旨で発言しましたが、「療育手帳を所持している人のほかに、お世話をしてくれる人がいるならばサービスは受けられない。」また、「申込みに来る暇があるなら、今日みたいに晴れた日にちょっと干すくらいのことはできるでしょう。」といった、申込みの受付を拒否する趣旨の発言はしておりません。担当者は申立人から事情をお聞きした後に、「現在の状況」欄に家族の現況等寝具の衛生管理が困難な理由を記載していただくよう説明し、申立人に「現在の状況」欄を含めた必要事項を記載していただきました。その後、申立人が来課された日付で申請の受付をし、利用券を発送しております。

担当者は「現在の状況」欄に、衛生管理が困難な理由を記載していただく意図で対応をしたものの、結果として申請の受付を拒否されたという誤解を申立人に与え、ご不快な思いをさせてしまいましたことについては深くお詫び申し上げます。

誤解の直接の原因となった「市政だより」の記載については、次年度は記載内容を修正することとしております。また、本件サービスの利用を希望される方は、様々な事情からお困りになられて申込みをされるのであり、利用を希望される方の心情に配慮した親切で丁寧な対応を心がけるよう今後も努めてまいります。

オンブズマンの判断

本件サービスの概要は平成28年度の「市政だより7月号」に掲載されましたが、その記載内容は、本件サービスの対象者として「市町村民税非課税世帯で寝具類の衛生管理が困難な方で、以下のいずれかの条件を満たす方 ①おおむね65歳以上の単身世帯、および高齢者のみの世帯で心身の障がいや病気などの方 ②身体障害者手帳(1、2級)または療育手帳(A1、A2)、精神保健福祉手帳(1級)を持ち在宅生活している方」となっていました。紙面の制約によるものと推測しますが、利用要件の一つである「本人及びその属する世帯の家族等の心身の状況を勘案し、当該世帯の者が、

市の業務に不備がなかった事例

寝具類の衛生管理を行うことが困難であると市長が認めた者」という記載は省略されていました。

申立ての趣旨によれば、申立人は「市政だより 7 月号」を見て、申立人の子どもが療育手帳 A1 を所持することから利用資格があると考え本件サービスを申し込んだところ、担当者から、①「療育手帳を所持している人のほかに、お世話をしてくれる人がいるならばサービスは受けられない」、②「申し込みに来る暇があるなら、今日みたいに晴れた日にちょっと干すくらいのことはできるでしょう」と言われた旨主張します。これに対して、「市からの回答」によれば、担当者は、①の発言をした事実はなく、②については、「今日のように天気の晴れた日は朝から干したりする時間や場所はありませんか。」と質問したものである旨主張します。両者の主張からは、言葉のニュアンスが微妙に異なっており、正確な言葉のやり取りがどうであったかは確定できません。

しかしながら、担当者の発言の内容を吟味すると、担当者は、利用要件の「本人及びその属する世帯の家族等の心身の状況を勘案し、当該世帯の者が、寝具類の衛生管理を行うことが困難であると市長が認めた者」に該当するかどうかを確認するために質問をしたという可能性も否定できないように思います。いずれにせよ、担当者の対応が申立人らを誤解させ、不快な思いをさせてしまったことについては、市においてお詫びをしているところです。

ところで、申立人の寝具乾燥申請書を見ると、「現在の状況」欄には、世帯の者が寝具類の衛生管理を行うことが困難である事情が記載されていて、受付は受理されており、申立人への利用券の発送事務は、平成 28 年度の当初の予定通りの日程で行われています。

この一連の事実の経緯から判断すると、申立人の申請が「受け付けてもらえず、本件サービスを受けることはできなかった。」ということではなかったようですので、市において、申立人の申請を受け付けない意図で対応したものとは認めることはできないものと考えます。

本件では、申立人と担当者との間の意思の疎通が十分でなかったために誤解が生じたものと思われますが、市においては、「利用を希望される方の心情に配慮した親切で丁寧な対応を心がけるよう今後も努めてまいります。」ということですので、それを見守りたいと思います。

(4) 側溝の施工（要約）

苦情申立ての趣旨

自宅前の道路には雨水を流す側溝がないため、雨が降れば道路が冠水し、玄関や駐車場からの出口が塞がれ、道路に出るには靴が濡れるかまたぐしかなく、子供や高齢者にとっては転倒の危険性が大きく、安全に道路に出ることができない状況である。

今から約 25 年前、自宅の隣にある公民館前に側溝が施工されることとなったため、自宅まで数メートル延長をしてもらうよう直接お願いに行ったが、公民館止まりの側溝となった。以来、25 年にわたり、担当室等に対し、私や町内自治会長等が幾度となく側溝の建設依頼を行ってきたが、施工されないままである。

25 年にわたり側溝を施工しなかった理由の説明に納得できないので、側溝工事を行わなかった明確な理由の説明と今後の工事予定等について回答してほしい。

市からの回答

行政には、予算規模をはるかに超える側溝の新設・補修などの要望が寄せられるため、市では、冠水により通行止めが発生するなど、交通に支障をきたすような箇所を優先的に道路側溝の施工・整備を進めており、市民から要望があったときは、現地を確認の上、改善が必要と判断した場合は、その対応に取り組んでいます。例えば、市においては、国道、県道及び市道について、水深が 10cm 以上の場合は片側通行止め、20cm 以上の場合には全面通行止めとしており、このような冠水が認められる箇所については、側溝の施工・整備等の対応が必要となります。ただ、改善が必要か否かの判断に当たっては、個別具体的な事情も考慮しており、通学路などは優先度が高いものと考えております。

また、本件のような集落内にある生活道路の整備に当たっては、必要性や緊急性と併せ、地域全域の均衡性にも配慮が必要となるため、直接個人が要望されるのではなく、要望案件を地区の役員会等で協議して優先順位をつけた上で、各地区の町内自治会長を通して要望書を提出していただいておりますが、ご要望の箇所については、それまでは要望書が提出されていませんでした。

もとより、申立人が農地を宅地に転用して住宅を建築された 28 年前当時は宅地開発の規制はなかったものの、開発を誘導しない地域で農地を宅地に転用する場合、合併浄化槽や宅地内の雨水の排水先が課題となるため、周辺に既存の側溝がないときには、建築者本人が、自分の敷地内にため枥を設置し地下に浸透させるか、近くの道路側溝まで自費でパイプ等を接続するなどの方法によって対処されていました。

同じく農地転用により、申立人宅に対向する住居地（以下「対向地」という。）に住宅を建設された方は、自費で道路敷地内に側溝を施工されています。申立人宅の場

合、合併浄化槽の排水は公民館横の既存側溝に接続されていますが、現地調査の結果、水のたまる原因が申立人宅の敷地内からの雨水が道路に流れ込んでいることにあったことから、建築主である申立人ご自身が上記いずれかの手法で対応されるべきと考えております。

しかしながら、前述のとおり、状況によっては市道の管理者として、側溝の施工・整備等の対応が必要となる場合も考えられますが、ご要望の箇所につきましては、これまで冠水により通行止めを実施した経緯はなく、雨天の際に幾度か現地を調査した結果、大雨の際に道路上を雨水等が流れてはいるものの、交通に支障をきたすような冠水は見られなかったため、整備すべき箇所には当たらないと判断し、経過観察をすることとして側溝の施工等を行わなかったものです。

ただし、公民館前の側溝の流入口が土砂で塞がれて申立人宅前に雨水がたまりやすい状況が生じていたため、既存のコンクリート蓋を鋼製のグレーチング蓋に取り替えることで排水の改善を図っており、その後、雨水がスムーズに流れて水たまりがでにくくなっている状況を担当者が確認しております。

なお、申立人が主張されるように、申立人宅に隣接する公民館前の道路は約 25 年前に公費により側溝を施工・整備しておりますが、公民館は公共施設であること、申立人宅の北側にある公民館は申立人宅より低い位置にあるところ、さらに低い北側の道路に向かって雨水等が流れ込み、交通に支障をきたすおそれがあるため、公民館前に側溝を施工・整備する必要があったことなどの理由によるものです。

申立人に対しては、申立人宅前道路の側溝を施工・整備していない理由について、上記の内容を繰返し説明してきたものです。

市においては、早急に道路側溝の施工・整備を行う必要がある状況ではないこと、雨水がたまる原因が申立人宅の敷地内の雨水が道路に流れ込んでいる状況にあることから、申立人が側溝の施工・整備を希望される場合、申立人ご自身で行われる必要があると考えております。

今後、申立人の負担において、宅地内からの雨水処理を検討される場合は、道路敷地内への設置であれば、側溝の施工以外にも簡易な処置等の手続方法、工法、概算工事費などの提案は可能ですので、遠慮なくご相談ください。

今後とも、道路パトロール等の日常的な点検を通して安全な道路の維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

オンブズマンの判断

「市からの回答」によると、市が側溝を施工・整備しない理由は、要約すると、①道路側溝の施工・整備に関しては、予算の制約があるため、必要性、緊急性、全体の均衡性などに配慮しなければならず、冠水により交通に支障をきたす箇所を優先的にやっている、②本件道路はこれまで冠水により通行止めを実施したことはなく、数回にわたり担当者が現地調査を行い、申立人宅の玄関前に水がたまる状況を確認したも

の、通行止めが必要な状況ではなかったため、側溝を施工・整備すべき箇所には当たらないと判断した、③本件の道路に雨水がたまる原因は、申立人宅の敷地内からの雨水が道路に流れ込んでいるためであり、これを改善するには申立人自身がいずれかの手法で対応すべきと考えている、というところにあるようです。

都市計画や道路整備においては、行政に広範な裁量が認められていますから、判断の基礎となった重要な事実が欠如したり、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いたり、その結果が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くなどのことが認められない限り、許容されるものと考えます。

本件においては、申立人と市とは、側溝施工の基準や冠水の程度の評価等に違いがあるため、議論がかみ合っていないようです。申立人の主張も一つの考え方ではありますが、市が考える側溝施工の基準は、申立人が主張される程度の状況では不十分で、「冠水により通行止めが発生するなど、交通に支障をきたすような箇所を優先的に行う」というものです。側溝の目的や予算の制約等を考えれば、市の基準は必ずしも不合理であるとは認められません。そして、現地道路に雨水がたまる原因は、申立人宅の敷地に降った雨水が流れ込んでいるためであり、雨水のたまる量とその影響、範囲、原因などを総合的に判断すると、申立人宅前道路に側溝を施工しない市の対応は、必ずしも不当であるとはいえないものと考えます。

ところで、行政に裁量が認められる場合であっても、例えば、申立人を合理的な理由なく差別的に取り扱うなど、いわゆる平等原則に反する場合には不当であると判断されることがあります。

本件においては、①対向地前の道路敷地には側溝が施工・整備されているのに、申立人宅前には施工されていないこと、②申立人宅に隣接する公民館前の道路は公費で側溝を施工・整備していることが問題になります。

しかしながら、「市からの回答」によると、①対向地の住民は自費で道路敷地内に側溝を施工したもので、公費によるものではないということですし、②公民館は公共施設であること、また、申立人宅よりも低い位置にあり、さらに低い道路に向かって雨水等が流れ込み、交通に支障をきたすおそれがあるため、側溝を施工・整備する必要があったということであり、一応の合理的な理由が認められ、平等原則に反するとはいえないものと考えます。

市の考え方は「市からの回答」に記載されているとおりであると考えますので、申立人に対しては、直接、分かりやすく説明されるように希望します。

オンブズマンとしては、市の対応に不備があると認めることはできませんが、申立人が、どうしても側溝の施工が必要であると考えられるのであれば、対向地の住民のようにご自身の費用で道路敷地内に側溝を施工することは可能であり、また、側溝以外の簡易な処置等も考えられ、市においても、適切な方法を提案できるということですから、その手続き等については市にご相談ください。

(5) 自宅前の河川の改修（要約）

苦情申立ての趣旨

平成 28 年 6 月下旬の豪雨で自宅前の A 川が氾濫し、危うく自宅が床上浸水するところだった。A 川は、昔から豪雨や台風の際に度々氾濫して困っていた。

そこで、B センターへ連絡して A 川の改修を依頼したが、「順番ですから」というだけで、具体的な回答は得られなかった。また、その後、市が被害状況を確認しにきたような様子もなかった。

ほかにも改修が必要な河川があるのは理解できるし、「順番」というのも分かるが、市が被害状況を確認した様子もないことから、被害状況などを正確に把握した上で「順番」で大丈夫だと判断しているのか、緊急に対応する必要があるのではないかと不安である。個人的には、A 川の改修は緊急性が高いように思われるので早急に対応してもらいたいが、そうではなく「順番」に対応するというのなら、いつごろ対応してもらえるのか、対応できないというのなら、それはなぜなのかなど、市の方針についてきちんと説明してほしい。

市からの回答

A 川流域では、急速な宅地開発による都市化が進み、過去にたびたび浸水被害が発生するなど、本市としても浸水解消対策の緊急性は高いと認識しております。

そのため、市においては、平成 7 年度に「A 川全体計画」を策定し、国庫補助事業により下流側から河道拡幅等の改修を進めるとともに、平成 20 年度には、新たに「C 川水系 A 川整備計画」を策定し、引き続き整備を進めているところです。

しかし、河川改修を行う際、上流区間から先行して整備を行った場合には、整備箇所下流側の流下能力が不足し十分な整備効果が望めず、また下流側で新たな浸水被害を助長する恐れもあるため、河川の改修は、下流から上流に向かって行うのが原則です。そこで、A 川においても下流から上流に向かって整備を進めることとしております。申立人の懸念は市としても十分理解できるものではありませんが、河川改修の十分な効果を得るためにも、この点についてはご理解いただきたいと考えております。

A 川の改修に関する今後の見通しについてですが、現在のところ、整備を計画している区間 1,680 m のうち約 900 m が完了しております。「C 川水系 A 川整備計画」では、平成 20 年度から概ね 20 年での整備完了を目標としておりますが、A 川の改修事業は国庫補助事業として行っているため社会経済情勢の変化に伴う経済的制約があるほか、用地交渉に起因する時間的制約もあるなど、不測の事象による制約も多く、明確な整備完了時期を申し上げることはできません。今後は用地買収を終えている部分の河川改修を行うとともに、予算の許す範囲内で、さらに上流の用地交渉を行う予定です。

なお、A川の改修には今後も相当の期間を要すること、申立人宅周辺の浸水被害が重大であることを踏まえ、市においては、「C川水系A川整備計画」に基づいてA川の改修を進める一方、「下水道浸水対策計画」に基づく排水設備の整備を並行して行うこととしております。「下水道浸水対策計画」は、近年、ゲリラ豪雨などの局所的な大雨による都市型水害も頻発していることから、平成20年度に策定したものであり、その中で、申立人の自宅周辺地域（A川第○排水区）を、最も被害が深刻な地区である「浸水対策重点6地区」の一つに位置づけ、早急に効果的な対策を実施することとしております。現在のところ、平成30年度の工事着手を目指して、平成27年度に基本設計を発注し、シミュレーションを用いて対策案の効果検証を行うなど、具体的な浸水対策について検討を進めているところです。「下水道浸水対策計画」に基づく浸水対策は、現在具体的な内容を検討するとともにその有効性を検証している段階であるため、実際に整備する対策施設の設計内容や効果等について具体的にご説明することは困難ですが、河川改修事業と比較して早期に実現できる可能性があり、浸水被害の早期軽減に寄与できるものと思われますので、対策施設の整備案がまとも次第、地元の方々にもお示ししたいと考えております。

以上のとおり、A川の改修に関して「いつごろ対応してもらえるのか」という点に関しましては、現段階で本河川の明確な整備完了時期を申し上げることはできないと言うほかない状況ですが、市としては、今後も引き続き広域的な河川事業と局所的な下水道事業の関係部署が連携し、総合的な治水対策を進めることで、当該地区における浸水被害の早期解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

市は、日ごろから河川等についてご質問・ご要望があった場合には、必要に応じて現地を確認するとともに、丁寧な対応に努めているところであり、本件における申立人のご質問に対しても可能な限り丁寧な説明に努めたところでしたが、結果として申立人にご納得いただけないままであったことについては申し訳なく思っております。

なお、本件においては、当初、申立人のご相談の趣旨が被害状況の確認を求めるものではなく、A川の改修に関する方針を確認したいというものであると判断したため相談後の現地確認は行っておりませんでした。市も現地調査を行って被害状況を確認しております。

今後、河川等についてご相談があった場合には、相談者によりご納得いただけるような説明、対応に努めてまいります。

オンブズマンの判断

申立人の要望は、自宅付近のA川の改修工事について、「いつごろ対応できるのか、対応できないというのならそれはなぜなのか、市の方針についてきちんと説明してほしい。」というものです。これに対する「市からの回答」は、要するに「現段階で本河川の明確な整備完了時期を申し上げることはできないと言うほかない状況です」ということです。河川改修は、その性質上、下流域から進めるほかなく、段階的な改修・

整備が行われることになりますので、申立人の自宅付近の河川改修に至るまでには、財政的理由や用地買収交渉等の制約があることから、相当の期間を要し、未確定の要素が多いために、明確な時期は説明できないということは、ある程度はやむをえないところであると一応は理解できます。

しかしながら、未改修の河川流域に住んでいる申立人にとっては、道路の浸水被害や家屋浸水被害は、現実的な不安であるため、いつになったら対応してもらえるのかをご心配されるのはごもっともであると思います。

現段階において、確定的でないところや見通しが立たないところがあるにしても、その旨の留保を付けた上で、ある程度の個別的説明をすることが妥当であろうと考えます。市では、「河川等についてご相談があった場合には、相談者によりご納得いただけるような説明、対応に努めてまいります。」ということですので、申立人においては、納得のいかないところは担当者に説明を求めていただきたいと思います。

(6) 土地区画整理事業の説明（要約）

苦情申立ての趣旨

平成 17 年、市が実施している土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）の施行地区内にある土地（以下「本件土地」という。）を購入した。その後、敷地の西側に駐車場を設けるかたちで自宅を設計し、A 事業所に対して設計図等を提出して土地区画整理法（以下「法」という。）第 76 条第 1 項第 4 号に基づく許可（以下「建築許可」という。）を受けた上で、平成 18 年に自宅を建築して居住していた。ところが、平成 28 年 8 月、突然、A 事業所から、「本件土地の西側の道路の一部は全面歩道となる。歩道の入り口には車両進入防止用の杭（以下「ボラード」という。）を打つ。」と連絡があり、後日、立会いを行ってボラードの設置場所を確認したところ、自宅駐車場の目の前であることがわかった。

敷地西側に駐車場を設置する旨の設計図等を確認した上で建築を許可した A 事業所が、今になって自宅駐車場の利用を阻害するような位置にボラードを設置することには納得できない。西側道路が歩道になるという話はこれまで聞いたことがなかったが、少なくとも建築許可を行う際に説明するべきだったのではないか。

市には、本件土地の自宅駐車場の利用を阻害しないよう、ボラードを設置する位置を 1.7 メートル以上北側にずらしてほしい。

市からの回答

本件土地の西側に接する道路のうち北側の一部（以下「本件道路」という。）が歩行者専用道路となることは、本件事業の認可当初から決まっており、平成 11 年 9 月から現在に至るまで A 事業所に備え置かれ、公衆の縦覧に供されている設計図においても、本件道路が歩行者専用道路となることが記載されています。また、申立人も参加されていた事業計画案の説明会（平成 12 年 1 月、同年 8 月開催）や、申立人にも配布されていた事業内容を周知する書面（平成 11 年 6 月、同年 9 月発行）においても、本件道路が歩行者専用道路となる計画であることを説明しております。

以上のとおり、本件道路が歩行者専用道路となることについて、市としては適切な情報提供を行ってきたものと考えております。

なお、建築許可の申請があった場合、市としては、当該建築計画が土地区画整理事業の施行の障害となるかどうかという観点から検討を行うべきものであり、当該建築計画が建築主にとって効率的なものとなっているか、周辺の道路構造等との関係で利用しやすい計画となっているか否かといった観点から審査や助言を行うべきものではありません。

ボラードの位置については、通常、歩行者専用道路と車両通行可能な道路の境界付

近に設置するべきところですが、ボラードの目的や効用を阻害しない範囲において、申立人宅の駐車場の利用にも一定の配慮をした上でその位置を決定することとし、平成 28 年 8 月、申立人と A 事業所職員が立ち会い、ボラードの設置予定位置に工事用の三角コーンを設置した上で、申立人宅の駐車場に車両を進入させ、ボラード設置後も駐車場利用が可能であるかの検証を行いました。その結果、現在の設置予定位置にボラードを設置した場合でも、駐車場への車両進入時にボラードと車両の間に 1 メートル程度の余裕幅があることを確認しました。

この結果や、本件道路南端から 1 メートル以上北側にボラードを設置した場合には小型車両を駐車できる程度のスペースが生じ、ボラードの目的や効用を阻害してしまうおそれがあることを踏まえ、市としては、ボラードの位置は本件道路南端から 1 メートル程度北側とすることが適当であると考えております。

ボラードの設置によって多少なりとも駐車場への出入りが不便となることは市も理解しておりますが、市としても、申立人宅の駐車場の利用に配慮した上でボラードの位置を決定しており、ボラードの位置をこれ以上北側とするのは困難であることについて、ご理解いただきたいと思ひます。

オンブズマンの判断

本件においては、①本件道路が歩行者専用道路となることについて、適切な周知が図られていたか、②ボラードの設置位置についてどのように考えるべきか、という点について確認したいと思ひます。

まず、A 事業所において縦覧に供されている設計図をオンブズマンが確認したところ、たしかに、本件道路が歩行者専用道路となる予定であることが図示されておりました。この設計図は、換地処分のお知らせの日まで縦覧に供することが法により義務付けられたものであり、本件においても、平成 11 年 9 月から現在に至るまで、縦覧に供されているとのことだす。縦覧に供されている書類は誰でも閲覧することが可能ですから、申立人を含め、誰でも、本件事業において本件道路がどのように整備される計画であるかということについて、確認しようと思えばいつでも確認できる状態であったということになります。

また、オンブズマンは、関係権利者へ事業内容を周知する書面のうち平成 11 年 6 月発行分と同年 9 月発行分も確認しましたが、そのいずれにも、本件道路が歩行者専用道路となる予定であることが図示されておりました。加えて、市からの回答によれば、本件事業の認可前後に行われた説明会でも、本件道路が歩行者専用道路となることについて説明を行ったとのことだす。

以上のような事実を踏まえ、オンブズマンとしては、本件道路が歩行者専用道路となる予定であることについて、結果的には現在に至るまで申立人が知らないままであったとしても、そのことについて市の不備を指摘することはできないと思ひます。

なお、申立人は、建築許可の際に、本件道路が歩行者専用道路となることについて

指摘すべきだったのではないかと主張しておられますが、建築許可について規定した法の目的や文言に照らせば、建築許可を行う際に考慮すべきは当該建築計画が土地区画整理事業の施行の障害となるかどうかという観点であるとする市の主張は妥当であると言わざるを得ません。また、行政機関が行う許可において、申請者の権利は最大限に尊重されなければならない、法が予定した規制の根拠に該当しないときは、行政機関は許可をしなければなりません。申立人としては、許可をするか否かといった問題とは別に、そのままの建築計画では本件道路が歩行者専用道路になった後に駐車場の出入り口が狭まることになるといった情報を提供してほしかったという思いもあると思いますが、本件道路が歩行者専用道路となる予定であることは上記のとおり予め適切に周知されていたから、オンブズマンとしては、市がこの時点で改めてその情報を提供しなかったとしても、市に不備があったとは言えないと考えます。

ボラードの設置位置に関しては、通常、歩行者専用道路と車両通行可能な道路の境界付近に設置するはずであるところ、ボラードの目的や効用を阻害しない範囲で申立人宅の駐車場への干渉を最小限に抑えるため、市は、ボラードを、歩行者専用道路と車両通行可能な道路の境界から1メートルほどずらして設置する予定であるということです。申立人は、ボラードの設置位置が本件道路の南端から1.7メートル以上北側にされることを望んでおられますが、市は、ボラードの設置位置を現在の設置予定位置より北側に移動させた場合には、その目的や効用が阻害されてしまうと考えているようです。「市からの回答」における市の具体的な主張を見る限り、このような市の判断にも一定の合理性が認められますから、オンブズマンとしては、本件において市が申立人の要望を受け入れることができないとしても、市の業務として不備はないと考えます。

(7) 民営の児童育成クラブへの指導（要約）

苦情申立ての趣旨

平成 28 年 6 月、自宅の隣地に砂利が敷き詰められ、民間の児童育成クラブである A クラブの職員用駐車場（以下「本件駐車場」という。）として利用され始め、騒音等に悩まされるようになった。

A クラブの職員に対し、騒音等によって大変苦痛を受けていることを訴えたが事態は解決しなかったため、市の B 課を訪ねて相談したところ、すぐに A クラブに連絡してくれる様子だったが、その後も状況は全く変わらなかった。

自宅周辺は、大通りから少し入り込んだ位置にあり、本来非常に静かで、駐車場などに利用されるべき場所ではない。A クラブは民営クラブとはいえ、市の補助金も交付されているのだから、市と無関係ではないはずである。市は、本件駐車場について、別の場所に移転するよう指導してほしい。

市からの回答

A クラブは、児童福祉法（以下「法」という。）に定められた放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する児童育成クラブです。児童育成クラブには、市が運営する公営クラブと民間団体が運営する民営クラブがありますが、A クラブは民間団体である C 会が運営する民営クラブにあたります。民営クラブの職員は運営主体である民間団体が雇用するもので、市との雇用関係はありません。

本件駐車場は、A クラブの運営主体である C 会が賃借し、A クラブの職員用駐車場として利用しているものです。そのため、本件駐車場の移転等については C 会を、本件駐車場の使用方法については C 会又は A クラブ職員を指導することになりますが、民間団体は原則として当該団体の任意の意思決定に基づいて活動するものであり、何らの根拠もなく市が指導等を行い、その意思決定に介入することはできません。同様に、市との雇用関係がない A クラブ職員に対しても、何らの根拠もなく市が指導等を行うことはできません。

市が民営クラブの運営主体を指導する根拠として、まず、法に基づいて指導等を行うことが考えられます。法は、事業の設備及び運営について市町村が条例で基準を定めなければならないとしており、市も、熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）により、児童育成クラブの施設が備えるべき面積や、職員が有すべき資格等の基準を定めています。事業を行う者はこの基準を遵守しなければならず、市町村長は、条例で定めた基準を維持するため必要と認める事項の報告を求めたり、立ち入り検査をしたりする権限を有するほか、基準に適合しないと認めるときは、基準に適合するために必要な措置を採るべきことを命ずることができるかとされています。

また、市においては、熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を定め、民間で児童育成クラブを運営している事業者等のうち特に必要と認められるものに対し、補助金を交付しています。この補助金は、民営クラブが行う事業を補助する目的で交付されるものであるため、要綱第9条により、事業に関わらない用途に使用したり、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したりした場合など、補助金の使途や事業の内容に問題があると認められる場合には、その全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができることとしています。要綱第10条は、「市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関する報告を求め、指導助言し、又は立入検査等を実施することができる。」と定めていますが、これは、要綱第9条との関連で、補助金の使途や事業の内容を確認・是正するため、補助金の交付を受けた民営クラブの運営主体に対する市の指導権限等を認めるものです。

申立人は、「本件駐車場について、別の場所に移転するよう指導してほしい。」と要望していらっしゃいますが、民営クラブの運営主体であるC会に対する市の指導権限は、既に述べたとおり、条例所定の基準を維持するための児童福祉法上の指導権限と、補助金の使途や事業の内容を確認・是正するための要綱上の指導権限があるにとどまり、市は、C会のあらゆる行為について指導できるわけではありません。そして、条例上、児童育成クラブの職員駐車場の位置や使用方法等に関する定めはありませんので、この点について法を根拠として指導することはできません。また、市はC会に対して要綱に基づき補助金を交付していますが、C会が本件駐車場を賃借し、Aクラブの職員用駐車場として利用していることが要綱第9条所定の事由に該当しないことは明らかであるため、この点について要綱を根拠として指導することもできません。

このように、法令上も要綱上も市の指導権限が限定されており、市の関与できる範囲に限界がある中ではありますが、市においては、平成28年6月に申立人の苦情を受けた際、職員が現地を確認して申立人等から意見を聴取し、騒音等についてAクラブ職員に口頭で配慮を求めたり、同年7月に申立人がB課へ来訪された際、C会へ申立人のご要望を伝えたりと、可能な限りのことをしてきたところです。

市には指導権限がないこと、またその中でもできる限りの努力をしておりますことを、何卒ご理解いただきたいと思います。

オンブズマンの判断

児童育成クラブ及びその運営主体と市の関係は市からの回答にあるとおりで、民営の児童育成クラブといえども、市は、その運営主体に対して法に基づく検査権限や命令権限を有するほか、補助金を交付している場合には要綱に基づく指導権限等も有しており、申立人が主張するとおり、市と民営クラブは無関係とはいえません。このことは市からの回答にも記載されており、市も認識しているところです。

しかし、これらの権限の行使として、本件駐車場の移転等を求める指導ができるかという点について、市は、法を根拠として指導することも、要綱を根拠として指導す

ることもできないと回答しています。

そこで、市が民間の団体に対しどのような指導等ができるかについて考えてみます。現在の法制度は、「民間団体の運営は原則としてその団体の自主的な判断に任せ、市などの行政機関は必要がない限りその運営に影響を及ぼすことはできない。」という考え方を基礎に組み立てられています。これは、「行政機関の恣意的な判断によって民間団体の自由が侵されないようにする。」という考えに基づいています。確かに、個々のケースでは、このような考え方にとらわれないほうがよい結果を生み出すことがあるかもしれませんが、しかし、オンブズマンとしては、個人や民間団体の自由や自主性を守ることは大切な理念であり、前記の法制度の基礎にある考え方は尊重すべきであると考えます。したがって、市が民間団体に指導等を行えるのは、法律や条例等に根拠がある場合、すなわち、法律や条例等で定められた権限を行使するために必要な場合に限り、限られると考えます。

市がAクラブを運営するC会に対し法に基づいて有する権限は、C会が運営するAクラブが児童福祉の観点から定められた基準を満たしているかどうか、すなわち、Aクラブに通う児童の利益を守るために定められたものです。また、市がC会に対して補助金を交付していることから認められる権限は、補助金の使用が適切に行われているかどうかをチェックするために認められたものです。しかし、申立人が本件駐車場について問題とされている点は、Aクラブに通う児童の利益と関係する部分ではなく、市が要綱上補助金を交付した団体に対して有する監督権限とも関係のない部分に関するものといえます。

したがって、オンブズマンとしては、「法を根拠として指導することはできません。」「要綱を根拠として指導することはできません。」とする市の判断に不合理な点があるとは言えず、「Aクラブの駐車場について、別の場所に移転するよう指導してほしい。」と市に求めることは困難であると考えます。

本件駐車場に関して心から悩んでおられ、市が問題を解決してくれるのではないかと期待しておられる申立人には大変気の毒ではありますが、以上の点についてご理解いただきたいと思います。